

7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸市（市長事務部局、教育委員会、議会事務局、各行政委員会事務局）

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.4%
全職員	67.9%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	96.0%
課長級	90.4%
課長補佐級	98.2%
班長級	97.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.4%
31～35年	93.5%
26～30年	93.9%
21～25年	91.3%
16～20年	91.3%
11～15年	92.4%
6～10年	92.7%
1～5年	88.4%

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	15.9%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	9.3%
本庁課長相当職	20.5%
本庁課長補佐相当職	27.2%
本庁係長相当職	45.4%

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	89.3%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	4.0%	—	—	—
1週間以上2週間未満	4.0%	—	—	—
2週間以上1月以下	40.0%	—	100.0%	50.0%
1月超3月以下	36.0%	—	—	25.0%
3月超6月以下	16.0%	—	—	25.0%
6月超9月以下	—	8.0%	—	—
9月超12月以下	—	84.0%	—	—
12月超24月以下	—	8.0%	—	—
24月超	—	—	—	—

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	13.3 時間/月
内部部局等以外	8.7 時間/月

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【I-1 全職員に係る情報に関する事項】

- ・「任期に定めのない常勤職員」について、相対的に給与水準が高い班長級以上では、男性職員の占める割合が高いことから、差異が生じています（男性の占める割合：68.7%）。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、男性は給与水準の高い再任用職員の占める割合が高く、女性は会計年度任用職員の占める割合が高いことから、差異が生じています（再任用職員のうち男性の占める割合：82.2%、会計年度任用職員のうち女性の占める割合：81.1%）。
- ・「全職員」について、女性職員は相対的に給与水準が低い常勤職員以外の職員の占める割合が男性職員よりも高いことから、差異が生じています（男性のうち占める割合：19.0%、女性のうち占める割合：56.1%）。

【I-2-(1) 役職段階別の情報に関する事項】

- ・「課長級」の区分では、給与水準が高い医療職給料表(一)の適用を受ける男性職員がいることから、他の区分に比べて差異が大きくなっています。

【I-2-(2) 勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「26～30年」、「31～35年」の区分における男女差異は、給与水準が高い医療職給料表(一)の適用を受ける男性がいるため、差異が生じています。
- ・「6～10年」、「11～15年」、「16～20年」の区分における男女差異は、給与が減額される部分休業を取得している職員の割合が男性よりも女性が高いため、差異が生じています。
- ・「1～5年」の区分においては、教育委員会が指導主事等として採用する教員(※)に男性が多いことが主な要因となります。※勤続年数に比べて相対的に給与水準が高くなる。

【II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合】

- ・管理職等（課長級以上）の職員に占める女性の割合が男性よりも低い現状があります。

【III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合】

- ・全ての区分において女性の割合が男性よりも低い現状があります。

【IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況】

- ・該当者がいない区分については「－」で記載しています。

【V 職員の勤務時間の状況】

- ・合計時間数における男女差は「男性 60.7%、女性 39.3%」となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸市立市民病院

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	68.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.9%
全職員	66.7%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	48.7%
課長級	85.7%
課長補佐級	100.1%
班長級	100.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.0%
31～35年	93.3%
26～30年	75.0%
21～25年	75.6%
16～20年	69.8%
11～15年	76.7%
6～10年	60.4%
1～5年	64.7%

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	25.0%

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	16.6%
本庁課長相当職	26.5%
本庁課長補佐相当職	50.2%
本庁係長相当職	80.5%

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	71.4%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	46.7%	0%	—	0%
1月超3月以下	40.0%	0%	—	28.7%
3月超6月以下	13.3%	3.0%	—	28.7%
6月超9月以下	0%	6.1%	—	28.7%
9月超12月以下	0%	45.4%	—	13.9%
12月超24月以下	0%	39.4%	—	0%
24月超	0%	6.1%	—	0%

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	28.7 時間/月
内部部局等以外	—

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当は、世帯主として男性が受給する割合が高く、支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【I-1 全職員に係る情報に関する事項】

- ・給与水準が高い医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いことから、「任期に定めのない常勤職員」及び「全職員」に差異が生じています。

【I-2-(1) 役職段階別の情報に関する事項】

- ・「部長・次長級」の区分では、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いことから、差異が生じています。

【I-2-(2) 勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「1～5年」、「6～10年」、「11～15年」、「16～20年」、「26～30年」の区分では、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いため、差異が生じています。特に、「1～5年」、「6～10年」の区分において、適用を受ける職員の割合が高いため、差異が大きくなっています。

【II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合】

- ・管理的地位にある職員の中で割合の高い、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に男性が多いため、女性職員の割合が低くなっています。

【III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合】

- ・「本庁部局長・次長相当職」、「本庁課長相当職」の区分では、男性が多い医療職給料表(一)の適用を受ける職員の割合が高いため、女性職員の割合が低くなっています。

【IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況】

- ・会計年度任用職員の男性は、育児休業の取得対象者がいませんでした。

【V 職員の勤務時間の状況】

- ・当該者が存在しない、若しくは一方の性別の職員が存在しない場合は「—」と記載していません。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸市交通部

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	68.5%
全職員	79.6%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—
課長級	—
課長補佐級	98.9%
班長級	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	100.9%
26～30年	125.9%
21～25年	99.8%
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	74.1%
1～5年	—

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	—

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	40.0%
本庁係長相当職	—

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	15.3 時間/月
内部部局等以外	—

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【I-1 全職員に係る情報に関する事項】

- ・「任期に定めのない常勤職員」について、相対的に給与水準が高い班長級以上では、男性職員の占める割合が高いことから、差異が生じています。

【I-2-(1) 役職段階別の情報に関する事項】

- ・「部長・次長級」、「課長級」、「班長級」の区分には、女性職員がいないため『-』で記載しています。

【I-2-(2) 勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「1～5年」、「11～15年」、「36年以上」の区分には女性職員が、「16＝20年」の区分には男性職員がいないため『-』で記載しています。

【II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合】

- ・女性職員がいないため「-」で記載しています。

【III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合】

- ・「本庁部局長・次長相当職」、「本庁課長相当職」、「本庁係長相当職」の区分には、女性職員がいないため「-」で記載しています。

【IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況】

- ・育児休業対象者なし。

【V 職員の勤務時間の状況】

- ・時間外勤務が少ない会計年度任用職員の一般事務員の占める割合が、男性よりも女性が高いことから、差異が生じています（男性 17.3 時間/月、女性 14.0 時間/月）

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸地域広域市町村圏事務組合（消防除く）

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.5%
全職員	67.3%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—
課長級	—
課長補佐級	6.3%
班長級	103.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	5.8%
31～35年	—
26～30年	73.2%
21～25年	120.1%
16～20年	—
11～15年	90.1%
6～10年	—
1～5年	—

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	—

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	2.7%
本庁係長相当職	25.0%

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	2.9 時間/月
内部部局等以外	2.2 時間/月

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当は、世帯主として男性が受給する割合が高く、支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【Ⅰ-1 全職員に係る情報に関する事項】

- ・「任期に定めのない常勤職員」について、相対的に給与水準が高い班長級以上では、男性職員の占める割合が高いことから、差異が生じています（男性の占める割合：91.8%）。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、男性は給与水準の高い再任用職員の占める割合が高く、女性は会計年度任用職員の占める割合が高いことから、差異が生じています（再任用職員のうち男性の占める割合：100.0%、会計年度任用職員のうち女性の占める割合：87.8%）。
- ・「全職員」について、女性職員は、相対的に給与水準が低い常勤職員以外の職員の占める割合が男性職員よりも高いことから、差異が生じています（男性のうち占める割合：11.4%、女性のうち占める割合：54.1%）。

【Ⅰ-2-(1) 役職段階別の情報に関する事項】

- ・「部長・次長級」、「課長級」、の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

【Ⅰ-2-(2) 勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「1～5年」、「6～10年」、「16～20年」、「31～35年」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

【Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合】

- ・女性職員がいないため「－」で記載しています。

【Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合】

- ・「本庁部局長・次長相当職」、「本庁課長相当職」の区分には、女性職員がいないため「－」で記載しています。

【Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況】

- ・育児休業対象者なし。

【Ⅴ 職員の勤務時間の状況】

- ・合計時間数における男女差は「男性 60.0%、女性 40.0%」となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	170.0%
全職員	75.6%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—
課長級	—
課長補佐級	—
班長級	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	97.0%
11～15年	77.1%
6～10年	93.9%
1～5年	87.2%

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	—

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	15.4%
女性	—

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	75.0%	—	—	—
1月超3月以下	25.0%	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	37.5 時間/月
内部部局等以外	43.0 時間/月

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【Ⅰ-2-(1) 役職段階別の情報に関する事項】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、女性職員がいないため、『－』で記載しています。

【Ⅰ-2-(1) 役職段階別の情報に関する事項】

- ・すべての区分において女性職員がいないため『－』で記載しています。

【Ⅰ-2-(2) 勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「21～25年」、「26～30年」、「31～35年」、「36年以上」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

【Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合】

- ・女性職員がいないため「－」で記載しています。

【Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合】

- ・女性職員がいないため「－」で記載しています。

【Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況】

- ・対象がいない区分は「－」で記載しています。

【Ⅴ 職員の勤務時間の状況】

- ・合計時間数における男女差は「男性 98.8%、女性 1.2%」となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。